１　件　名　　平成２９年度第２回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
２　日　時　　平成２９年８月２日（水）１９時００分～２１時３０分
３　場　所　　市役所　第１庁舎　第２委員会室
４　出席委員　中村委員、三輪委員、荻委員、田中委員、渡邊委員
５　事務局　　柴田総務課長、総務課政策法務係（澤木、玖島）
６　傍聴者　　なし
７　内　容　　協議：オンライン結合該当性の判断基準について
８　会議概要

⑴　オンライン結合の要件について

古賀市のオンライン結合においては、入出力装置の結合により、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手できる状態であることを要件としている。この点は、他の自治体が入出力装置の結合のみでオンライン結合としている例とは異なり、狭く規定がされているといえる。

⑵　事例①の検討

ア　条例の文言上「入出力装置の接続」が要件とされており、接続がされていない本件はオンライン結合ではない。

なお、市が提供した情報の取り扱いに関する問題はあるが、オンライン結合が制限される趣旨は、Ａが外部からアクセスされて個人情報が取得される危険性が高まることへの懸念にある点からしても、オンライン結合とは別途の問題として捉えるべきである。

イ　ただし、ＡからＢへ媒体により情報を渡すことは、古賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第８条第１項の第三者提供に該当する。したがって、オンライン結合に該当しないとしても、同項各号のいずれかに該当しなければ提供することはできない。

なお、条例第９条第１項においては、オンライン結合に該当すれば、審議会において個人情報の保護のため必要な措置が講じられているかを確認することができるという特徴はある。ただ、条例第８条第１項第６号においては、「公益上特に必要があると実施機関が認めるとき」としており、公益性の判断が条例第９条第１項におけるよりも強く要求されていると見ることもできる。したがって、要件に差異はあれど、チェックの度合いとしては同程度の厳しさと考えることができる。

例えばＢＣ間のセキュリティが不十分であるという点は、条例第８条第１項第６号の検討において考慮される点であると考えられる。

⑶　事例②の検討

Ｂの側から希望する個人情報をＡから取得できるわけではないのであって、ＡＢ間においては通信回線が物理的に結合されているものの、実施機関の保有する個人情報は随時入手できる状態にはないといえる。

したがって、オンライン結合ではない。

ただ、オンライン結合に該当しないことは、第三者提供の問題までも解決するものではないことは、事例①で検討したとおりである。また、同一の相手方に対し個人情報を少しずつ提供した結果、相手方に蓄積した情報については、その取扱いについて検討を要する。

⑷　事例③－１の検討

ア　本件においては、たまたまサーバが外部にあるのみという点に着目すれば、Ｄのサーバ上にある個人情報は、実施機関の保有する個人情報と考えるべきである。そして、Ｂはこれを随時入手しうる状態にあることから、Ｄを検討するまでもなくオンライン結合に該当する。

イ　懸案は、いわゆるサーバの外部委託の事例であり、Ｄとの関係でオンライン結合かが問題となる。当該懸案では、入出力装置の接続はされており、Ｄのサーバにあるのは実施機関の保有する個人情報ではある。そして、Ｄはデータの不具合の有無の確認等のため個人情報を見ることのできる立場にはある。

当該懸案においては、サーバの保守管理を古賀市の職員の関与なく委託業者が行う点に現状との差異がある。この点を厳格に捉えてオンライン結合による提供と整理することもできるが、現状とほぼ変更がないと考え、オンライン結合に該当しないと整理することも可能である。当該整理については、市で行ってもらうことになるものと思われる。

ただ、オンライン結合及び第三者提供のいずれにも該当しないとした場合、Ｄが国等の指定等のない民間の業者である場合などには、セキュリティなどについてのチェックを審議会が行う機会が失われることになるため、この点については市における今後の検討課題とされたい。

⑸　事例③－２の検討

ア　本件は、事例②に近似し、ＡからＢへの情報の送信が一方通行であり、実施機関の保有する個人情報を随時入手できる状態にはない。

したがって、オンライン結合ではない。

イ　なお、Ｂのサーバにある情報は、実施機関以外の者が保有する個人情報と考えられ、ここを起点としたＣへの情報の提供については、オンライン結合ではない。

⑹　事例④の検討

ア　本件は、連携用端末を経ることで、自動更新とはいえ、Ａの側から必要な情報を取捨選択し送信している状態と同様に捉えることができる。サーバ同士が結合されれば別論、連携用端末を介することによって、Ｂの側からＡの個人情報を随時入手できる状態にはない。

したがって、オンライン結合ではない。

イ　なお、条例に則して考えればオンライン結合ではないとの結論にはなるが、仕組みとしては一方通行であっても、通信回線の接続により、ハッキングなど不正な手段による情報取得の危険性が高まる点は否定できない。この点については、今後の古賀市における個人情報保護制度の在り方における議論のなかで考慮されたい。

⑺　ふるさと納税のシステムの事例

寄付者は、寄付申込の際に、返礼品を受け取るため、自己の氏名や住所を何らかの方法で返礼品を提供する企業及び返礼品を配送する事業者に提供されることを当然想定しているものと考えられる。したがって、これらの企業及び事業者への個人情報の提供は、本人同意があり問題ないものと考えることができる。

もっとも、システム運営会社が、提供されたデータを好まれる返礼品の傾向や各自治体の比較等の情報として活用することも考えられる。このような場合には、当該活用方法について寄付者が認識・承認しているかについて確認が必要ではないかとも考えられ、この提供については、古賀市個人情報保護条例第８条第１項において許容されているか否かを十分に確認する必要がある。

仮に、全体として本人同意があり、個人情報の提供に問題がないという前提であれば、当該システムに返礼品の提供企業や配送事業者がアクセスし、自社への発注情報を取得することについては、オンライン結合と見る必要はないと考える。

⑻　全体を通して

現行の古賀市個人情報保護条例の規定によれば、事例③－１以外についてはオンライン結合ではないと判断できうるところである。また、今回検討していない事例もあるものの、オンライン結合に該当する形態はごく限られたものになることが予想される。

現行の条例上はオンライン結合に該当しない形態についても、セキュリティ等の個人情報保護に係る措置の確認を十全にする必要性は変わらない。確認の方法については、当審議会や議会の判断を仰ぐこととなるようにオンライン結合の定義自体を改正する方法や提供の際のセキュリティ基

準や提供先の選定基準等の確認を行う体制を精緻化していく方法等が考えられるところ、どのような対応をするかについては古賀市で検討されたい。

今後、古賀市のオンライン結合について整理した際には、当審議会に報告されたい。

以上